

施 運 第 6 6 8 号

平成30年12月27日

各関係団体の長 様

北海道保健福祉部長

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部改正について
保健福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護医療院に係る北海道基準条例は、平成30年4月に施設に関する基準条例を施行したところですが、平成30年度において国の基準省令の経過措置を適用している人員、設備、運営に関する基準を追加するため、次のとおり、条例の一部を改正しましたのでお知らせします。

記

1 公布された条例

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(平成30年北海道条例第61号)

北海道公報掲載場所：

総務部法務・法人局法制文書課ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/bsh/koho/index.htm>

■平成30年12月25日 号外第29号

2 改正の概要

別添のとおり

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行日

平成31年4月1日

福祉局施設運営指導課
事業指定グループ
6-210-25-227